

草津市公報

発行日 令和6年10月15日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 18 号
発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 条 例

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（経営戦略課）	2
草津市手数料条例の一部を改正する条例（総務課）	4
草津市児童育成クラブ条例の一部を改正する条例（子ども家庭・若者課）	7
草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例（保険年金課）	9

◎ 告 示

介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定に基づく事業廃止の届出について（介護保険課）	10
介護保険法第79条第1項の規定による居宅介護支援事業者の指定について（介護保険課）	10
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	10
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	11
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	11
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	11
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	11
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	12
介護保険法第78条第2項の規定に基づく事業廃止の届出について（介護保険課）	12
介護保険法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の指定について（介護保険課）	12
公示送達について（税務課）	13
公金の収納および徴収事務の委託について（健康増進課）	15
指定管理者の申請内容変更について（農林水産課）	15
指定管理者の申請内容変更について（農林水産課）	15
草津市一般廃棄物処理施設更新整備に係る地域振興交付金交付要綱の一部を改正する要綱（資源循環推進課）	17
公示送達について（納税課）	17
公示送達について（介護保険課）	20
公金の収納および徴収事務の委託について（健康増進課）	20

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	21
農用地利用集積計画について（農林水産課）	21

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	21
---------------------------------	----

◎ 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表について	22
監査結果に基づく措置状況の公表について	23

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	25
-------------------------	----

条例

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第21号

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する
条例

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年草津市条例第 38 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前														
第 1 条～第 4 条 《現行どおり》 （特定個人情報の提供） <u>第 5 条</u> 法第 1 9 条第 1 1 号の条例で定める特定 個人情報を提供することができる場合は、別表 第 3 の第 1 欄に掲げる情報照会機関が、同表の 第 3 欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表 の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた 場合において、同表の第 3 欄に掲げる情報提供 機関が当該特定個人情報を提供するときとす る。 2 前項の規定による特定個人情報の提供があつ た場合については、前条第 4 項の規定を準用す る。 <u>第 6 条</u> 《現行どおり》 別表第 1 （第 4 条第 1 項関係）	第 1 条～第 4 条 《省略》 《改正後に新設》 <u>第 5 条</u> 《省略》 別表第 1 （第 4 条第 1 項関係）														
<table> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td><u>教育委員会</u></td><td> <u>草津市準要保護者認定要綱</u> <u>（平成 2 9 年草津市教委告示</u> <u>第 1 8 号）に規定する準要保</u> <u>護の認定に関する事務であつ</u> <u>て規則で定めるもの</u> </td></tr> <tr> <td></td><td> <u>草津市特別支援教育就学奨励</u> <u>費給付要綱（平成 2 8 年草津</u> <u>市告示第 1 0 4 号）に規定す</u> <u>る特別支援学級等に就学する</u> <u>児童生徒の保護者に対する特</u> </td></tr> </table>	機関	事務	《現行どおり》	《現行どおり》	<u>教育委員会</u>	<u>草津市準要保護者認定要綱</u> <u>（平成 2 9 年草津市教委告示</u> <u>第 1 8 号）に規定する準要保</u> <u>護の認定に関する事務であつ</u> <u>て規則で定めるもの</u>		<u>草津市特別支援教育就学奨励</u> <u>費給付要綱（平成 2 8 年草津</u> <u>市告示第 1 0 4 号）に規定す</u> <u>る特別支援学級等に就学する</u> <u>児童生徒の保護者に対する特</u>	<table> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>《改正後に新設 》</td><td>《改正後に新設》</td></tr> </table>	機関	事務	《省略》	《省略》	《改正後に新設 》	《改正後に新設》
機関	事務														
《現行どおり》	《現行どおり》														
<u>教育委員会</u>	<u>草津市準要保護者認定要綱</u> <u>（平成 2 9 年草津市教委告示</u> <u>第 1 8 号）に規定する準要保</u> <u>護の認定に関する事務であつ</u> <u>て規則で定めるもの</u>														
	<u>草津市特別支援教育就学奨励</u> <u>費給付要綱（平成 2 8 年草津</u> <u>市告示第 1 0 4 号）に規定す</u> <u>る特別支援学級等に就学する</u> <u>児童生徒の保護者に対する特</u>														
機関	事務														
《省略》	《省略》														
《改正後に新設 》	《改正後に新設》														

改正後				改正前	
別支援教育就学奨励費の支給 に関する事務であって規則で 定めるもの					
別表第 2 《現行どおり》				別表第 2 《省略》	
別表第 3 (第 5 条第 1 項関係)				《改正後に新設》	
情報照会 機関	事務	情報提供 機関	特定個人 情報		
教育委員 会	草津市準 要保護者 認定要綱 に規定す る準要保 護者の認 定に關す る事務で あつて規 則で定め るもの	市長	住民票関 係情報で あつて規 則で定め るもの		
			地方税関 係情報で あつて規 則で定め るもの		
			生活保護 関係情報 であつて 規則で定 めるもの		
			外国人に 対する生 活保護関 係情報で あつて規 則で定め るもの		
			児童扶養 手当関係 情 報 で あつて規 則で定め るもの		
	草津市特 別支援教 育就学奨 励費給付 要綱に規 定する特 別支援学		住民票関 係情報で あつて規 則で定め るもの		
			地方税関 係情報で		

改正後				改正前
	級等に就学する児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		あって規則で定めるもの	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

(令和 6 年 9 月 3 0 日 掲 示 済 み)

草津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 2 2 号
草津市手数料条例の一部を改正する条例
草津市手数料条例（昭和 5 3 年草津市条例第 4 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 1 0 条 《現行どおり》 別表（第 2 条関係） 1 ～ 1 3 《現行どおり》 1 4 《現行どおり》 (1)～(3) 《現行どおり》 (4) 法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の完了検査の申請または <u>法第 1 8 条第 2 0 項</u> の規	第 1 条～第 1 0 条 《省略》 別表（第 2 条関係） 1 ～ 1 3 《省略》 1 4 《省略》 (1)～(3) 《省略》 (4) 法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の完了検査の申請または <u>法第 1 8 条第 1 6 項</u> の規

改正後	改正前								
定に基づく完了の通知に対する審査 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第 11 条第 1 項の規定が適用される場合以外の建築物に関する完了検査申請または<u>法第 18 条第 20 項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 <table border="1"> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> </table> 備考 《現行どおり》 イ 《現行どおり》 (5) 法第 87 条の 4 において準用する法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請または法第 87 条の 4 において準用する<u>法第 18 条第 20 項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 建築設備に関する完了検査申請または法第 87 条の 4 において準用する<u>法第 18 条第 20 項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 1 の建築設備につき 34,000 円（小荷物専用昇降機については、19,000 円） (6) 法第 88 条第 1 項において準用する法第 7 条第 1 項の規定に基づく工作物の完了検査の申請または法第 88 条第 1 項において準用する<u>法第 18 条第 20 項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 工作物に関する完了検査申請または法第 88 条第 1 項において準用する<u>法第 18 条第 20 項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 1 の工作物につき 27,000 円 (7) 法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物に関する法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査の申請または<u>法第 18 条第 20 項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 ア 建築物省エネ法第 11 条第 1 項の規定が適用される場合以外の特定工程に係る建築物に関する完了検査申請または<u>法第 18 条第 20 項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 <table border="1"> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> </table> 備考 《現行どおり》 イ 《現行どおり》 (8) 法第 87 条の 4 において準用する法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築設備に関する法第 87 条の 4 において準用する法第 7 条	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	定に基づく完了の通知に対する審査 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第 11 条第 1 項の規定が適用される場合以外の建築物に関する完了検査申請または<u>法第 18 条第 16 項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 <table border="1"> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </table> 備考 《省略》 イ 《省略》 (5) 法第 87 条の 4 において準用する法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請または法第 87 条の 4 において準用する<u>法第 18 条第 16 項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 建築設備に関する完了検査申請または法第 87 条の 4 において準用する<u>法第 18 条第 16 項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 1 の建築設備につき 34,000 円（小荷物専用昇降機については、19,000 円） (6) 法第 88 条第 1 項において準用する法第 7 条第 1 項の規定に基づく工作物の完了検査の申請または法第 88 条第 1 項において準用する<u>法第 18 条第 16 項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 工作物に関する完了検査申請または法第 88 条第 1 項において準用する<u>法第 18 条第 16 項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 1 の工作物につき 27,000 円 (7) 法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物に関する法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査の申請または<u>法第 18 条第 16 項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 ア 建築物省エネ法第 11 条第 1 項の規定が適用される場合以外の特定工程に係る建築物に関する完了検査申請または<u>法第 18 条第 16 項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 <table border="1"> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </table> 備考 《省略》 イ 《省略》 (8) 法第 87 条の 4 において準用する法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築設備に関する法第 87 条の 4 において準用する法第 7 条	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》								
《現行どおり》	《現行どおり》								
《省略》	《省略》								
《省略》	《省略》								

改正後	改正前				
第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する<u>法第18条第20項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 特定工程に係る建築設備に関する完了検査申請または法第87条の4において準用する<u>法第18条第20項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 1の建築設備につき32,000円（小荷物専用昇降機については、19,000円） (9) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または<u>法第18条第28項</u>の規定に基づく通知に対する審査 建築物に関する中間検査申請または<u>法第18条第28項</u>の規定に基づく通知手数料 <table border="1"> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> </table> (10) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の中間検査の申請または法第87条の4において準用する<u>法第18条第28項</u>の規定に基づく通知に対する審査 建築設備に関する中間検査申請または法第87条の4において準用する<u>法第18条第28項</u>の規定に基づく通知手数料 1の建築設備につき25,000円（小荷物専用昇降機については、15,000円） (11) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物の中間検査の申請または法第88条第1項において準用する<u>法第18条第28項</u>の規定に基づく通知に対する審査 工作物に関する中間検査申請または法第88条第1項において準用する<u>法第18条第28項</u>の規定に基づく通知手数料 1の工作物につき17,000円 (12) 法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または<u>法第18条第38項第1号</u>もしくは第2号（これらの規定を法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料 1件につき120,000円	《現行どおり》	《現行どおり》	第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する<u>法第18条第16項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 特定工程に係る建築設備に関する完了検査申請または法第87条の4において準用する<u>法第18条第16項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 1の建築設備につき32,000円（小荷物専用昇降機については、19,000円） (9) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または<u>法第18条第19項</u>の規定に基づく通知に対する審査 建築物に関する中間検査申請または<u>法第18条第19項</u>の規定に基づく通知手数料 <table border="1"> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </table> (10) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の中間検査の申請または法第87条の4において準用する<u>法第18条第19項</u>の規定に基づく通知に対する審査 建築設備に関する中間検査申請または法第87条の4において準用する<u>法第18条第19項</u>の規定に基づく通知手数料 1の建築設備につき25,000円（小荷物専用昇降機については、15,000円） (11) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物の中間検査の申請または法第88条第1項において準用する<u>法第18条第19項</u>の規定に基づく通知に対する審査 工作物に関する中間検査申請または法第88条第1項において準用する<u>法第18条第19項</u>の規定に基づく通知手数料 1の工作物につき17,000円 (12) 法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または<u>法第18条第24項第1号</u>もしくは第2号（これらの規定を法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料 1件につき120,000円	《省略》	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》				
《省略》	《省略》				

改正後	改正前
(13)～(58) 《現行どおり》 1 5 ～ 4 9 《現行どおり》	(13)～(58) 《省略》 1 5 ～ 4 9 《省略》

付 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 5 3 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（令和 6 年 9 月 3 0 日 掲 示 済 み）

草津市児童育成クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 2 3 号

草津市児童育成クラブ条例の一部を改正する条例

草津市児童育成クラブ条例（昭和 6 1 年草津市条例第 2 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 5 条 《現行どおり》 （保育料） 第 6 条 《現行どおり》 2 保育料の額は、児童 1 人につき月額 <u>1 1, 5 0 0 円</u> とする。ただし、8 月にあつては、 <u>1 5, 6 0 0 円</u> とする。 3 クラブの開設時間を延長して実施する保育に係る保育料（以下「延長保育料」という。）の額は、規則で定める午前の時間帯において開設時間を延長して実施する保育（以下「午前延長保育」という。）にあつては児童 1 人につき月額 5 0 0 円、規則で定める午後の時間帯において開設時間を延長して実施する保育（以下「午後延長保育」という。）にあつては児童 1 人につき月額 <u>2, 7 0 0 円</u> とする。ただし、午後延長保育の場合で、緊急その他やむを得ない事情があり、かつ、当該月の利用回数が 5 回以下であ	第 1 条～第 5 条 《省略》 （保育料） 第 6 条 《省略》 2 保育料の額は、児童 1 人につき月額 <u>9, 0 0 0 円</u> とする。ただし、8 月にあつては、 <u>1 1, 5 0 0 円</u> とする。 3 クラブの開設時間を延長して実施する保育に係る保育料（以下「延長保育料」という。）の額は、規則で定める午前の時間帯において開設時間を延長して実施する保育（以下「午前延長保育」という。）にあつては児童 1 人につき月額 5 0 0 円、規則で定める午後の時間帯において開設時間を延長して実施する保育（以下「午後延長保育」という。）にあつては児童 1 人につき月額 <u>2, 0 0 0 円</u> とする。ただし、午後延長保育の場合で、緊急その他やむを得ない事情があり、かつ、当該月の利用回数が 5 回以下であ

改正後

る場合の延長保育料の額は、1人1回につき300円とする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、草津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年草津市教育委員会規則第2号）第3条第3項第1号から第4号までに規定する学校の休業日に、一時的にクラブに入会した児童の保育料および延長保育料の額は、次のとおりとする。

休業日の種類	児童1人当たりの保育料の額	児童1人当たりの延長保育料の額	
		午前延長保育の場合	午後延長保育の場合
学年始休業日	<u>4,600円</u>	<u>500円</u>	<u>800円</u>
夏季休業日	<u>19,500円</u>	<u>1,900円</u>	<u>3,400円</u>
冬季休業日	<u>4,600円</u>	<u>500円</u>	<u>800円</u>
学年末休業日	<u>4,000円</u>	<u>400円</u>	<u>700円</u>

備考 午後延長保育の場合で、緊急その他やむを得ない事情があり、かつ、休業日の種類ごとの利用回数が2回(休業日の種類が夏季休業日にあつては5回)以下である場合の延長保育料の額は、1人1回につき300円とする。

5 《現行どおり》

第7条～第8条 《現行どおり》

別表 《現行どおり》

付 則

1～2 《現行どおり》

3 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、第6条第2項、第3項および第4項中の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の草津市児童育成クラブ条例の規定中同表の中欄に掲げる額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

第6条第2項	11,500円	9,000円
第6条第3項	15,600円	11,500円
第6条第4項	2,700円	2,000円
	300円	200円
第6条第4項	4,600円	3,500円
	500円	400円

改正前

る場合の延長保育料の額は、1人1回につき200円とする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、草津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年草津市教育委員会規則第2号）第3条第2項第1号から第4号までに規定する学校の休業日に、一時的にクラブに入会した児童の保育料および延長保育料の額は、次のとおりとする。

休業日の種類	児童1人当たりの保育料の額	児童1人当たりの延長保育料の額	
		午前延長保育の場合	午後延長保育の場合
学年始休業日	<u>3,500円</u>	<u>400円</u>	<u>600円</u>
夏季休業日	<u>13,000円</u>	<u>1,800円</u>	<u>2,500円</u>
冬季休業日	<u>3,500円</u>	<u>400円</u>	<u>600円</u>
学年末休業日	<u>3,000円</u>	<u>300円</u>	<u>500円</u>

備考 午後延長保育の場合で、緊急その他やむを得ない事情があり、かつ、休業日の種類ごとの利用回数が2回(休業日の種類が夏季休業日にあつては5回)以下である場合の延長保育料の額は、1人1回につき200円とする。

5 《省略》

第7条～第8条 《省略》

別表 《省略》

付 則

1～2 《省略》

《改正後に新設》

改正後			改正前	
	8 0 0 円	6 0 0 円		
	1 9 , 5 0 0 円	1 3 , 0 0 0 円		
	1 , 9 0 0 円	1 , 8 0 0 円		
	3 , 4 0 0 円	2 , 5 0 0 円		
	4 , 0 0 0 円	3 , 0 0 0 円		
	4 0 0 円	3 0 0 円		
	7 0 0 円	5 0 0 円		
	3 0 0 円	2 0 0 円		

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 4 項の改正規定（「第 3 条第 2 項第 1 号」を「第 3 条第 3 項第 1 号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（令和 6 年 9 月 3 0 日 掲 示 済 み）

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 2 4 号

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険条例（昭和 3 4 年草津市条例第 1 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 6 条 《現行どおり》 第 1 7 条 この市は、世帯主が法第 9 条第 1 項もしくは第 5 項の規定による届出をせず、 <u>または</u> 虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、1 0 0 , 0 0 0 円以下の過料を科する。 第 1 8 条～第 2 0 条 《現行どおり》	第 1 条～第 1 6 条 《省略》 第 1 7 条 この市は、世帯主が法第 9 条第 1 項もしくは第 9 項の規定による届出をせず、 <u>もしくは</u> 虚偽の届出をした場合 <u>または同条第 3 項もしくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し、1 0 0 , 0 0 0 円以下の過料を科する。 第 1 8 条～第 2 0 条 《省略》

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(令和 6 年 9 月 3 0 日 掲 示 済 み)

告 示

草津市告示第 2 5 3 号

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 6 号の規定による事業の廃止届出があったので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成 2 9 年草津市告示第 5 4 号）第 8 条の規定に基づき告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	草津市地域福祉事業所 デイサービスみんなの家
事業所の所在地	滋賀県草津市東草津一丁目 2 ー 3 5
申請者の名称および主たる事務所の所在地	労働者協同組合 労協センター事業団 東京都豊島区東池袋 1 ー 4 4 ー 3 池袋 ISP タマビル
代表者の氏名と住所	代表理事 平本 哲男 神奈川県鎌倉市市山崎 1 9 5 0 ー 2
サービスの種類	介護予防型通所サービス 活動型通所サービス
指定廃止年月日	令和 6 年 1 0 月 4 日
事業所番号	2 5 7 0 6 0 0 3 5 9

(令和 6 年 9 月 1 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 5 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 9 条第 1 項の規定により次の者を居宅介護支援事業者として指定したので、同法第 8 5 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	医心館 居宅介護支援事業所 南草津
事業所の所在地	滋賀県草津市追分南二丁目 3 番 1 7 号
申請者の名称および主たる事務所の所在地	株式会社アンビス 東京都中央区京橋一丁目 6 番 1 号
代表者の氏名と住所	代表取締役 柴原 慶一 東京都港区虎ノ門一丁目 2 3 番 2 ー 4 5 0 8 号
サービスの種類	居宅介護支援
指定年月日	令和 6 年 9 月 1 5 日
事業所番号	2 5 7 0 6 0 2 0 0 9

(令和 6 年 9 月 1 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 5 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の

3第1号の規定により告示する。

令和6年9月26日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションちょこれと。	草津市笠山4丁目12-57	令和6年8月1日

(令和6年9月26日掲示済み)

草津市告示第257号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年9月26日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションちょこれと。	草津市笠山4丁目12-57	令和6年8月1日

(令和6年9月26日掲示済み)

草津市告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に

基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年9月26日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
湖南歯科	草津市草津町1511	令和6年3月31日

(令和6年9月26日掲示済み)

草津市告示第259号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年9月26日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
湖南 歯科	草津市草津町1511	令和6年3月31日

(令和6年9月26日掲示済み)

草津市告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の

3 第 1 号の規定により告示する。
令和 6 年 9 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
こなん歯科クリニック	草津市草津町 1 5 1 1	令和 6 年 4 月 1 日

(令和 6 年 9 月 2 6 日揭示済み)

草津市告示第 2 6 1 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
こなん歯科クリニック	草津市草津町 1 5 1 1	令和 6 年 4 月 1 日

(令和 6 年 9 月 2 6 日揭示済み)

草津市告示第 2 6 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条第 2 項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき告示する。

令和 6 年 9 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	草津市地域福祉事業所 デイサービスみんなの家
事業所の所在地	滋賀県草津市東草津一丁目 2 ー 3 5
申請者の名称および主たる事務所の所在地	労働者協同組合 労協センター事業団 東京都豊島区東池袋 1 ー 4 4 ー 3 池袋ISPタマビル
代表者の氏名と住所	代表理事 平本 哲男 神奈川県鎌倉市山崎 1 9 5 0 ー 2
サービスの種類	地域密着型通所介護
指定廃止年月日	令和 6 年 1 0 月 4 日
事業所番号	2 5 7 0 6 0 0 3 5 9

(令和 6 年 9 月 2 6 日揭示済み)

草津市告示第 2 6 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成 2 9 年草津市告示第 5 4 号）第 8 条の規定に基づき告示する。

令和 6 年 9 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	訪問介護事業所Mats
事業所の所在地	滋賀県草津市南草津五丁目 4 番 7 号 KNKレジデンス南草津 2 0 3
申請者の名称および主たる事務所の所在地	株式会社Mats 滋賀県草津市南草津五丁目 4 番 7 号 KNKレジデンス南草津 2 0 3
代表者の氏名と住所	代表取締役 松下 敦 滋賀県栗東市小平井 3 ー 1 4 ー 4 1

サービスの種類	介護予防型訪問サービス 生活支援型訪問サービス
指定年月日	令和6年10月1日
事業所番号	2570601977

(令和6年9月26日揭示済み)

草津市告示第264号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年9月26日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和5年度市県民税税額変更（決定）通知書

2件

令和6年度市県民税税額変更（決定）通知書

24件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和6年10月3日に送達があったものとみなす。

令和6年度市県民税額変更（決定）通知書		
連番	氏名	住所
1	谷口 敏雄	滋賀県草津市大路一丁目4番25-407号 ここあ草津
2	立道 正造	滋賀県草津市追分三丁目22番19-221号 草津ロイヤルマンション
3	THAI DAC MANH	ベトナム
4	NGUYEN XUAN ANH	ベトナム
5	DO XUAN TRUONG	ベトナム
6	DUONG THI VAN ANH	ベトナム
7	GELBOLINGO EDSEL RYAN BAJENTING	フィリピン
8	VI VAN DAT	ベトナム
9	森 悟	滋賀県草津市野路東四丁目17番33-301号トータルエステートビル
10	柳橋 邦生	滋賀県草津市淡川一丁目7番25-202号 CASA di Laquat
11	塩見 由佳	滋賀県栗東市小柿六丁目2番3-402号 島の町ハイッ
12	川上 基	滋賀県草津市野村一丁目19番11-103号 北川マイルーム88
13	稲田 新司	滋賀県草津市追分二丁目8番35-107号レオパレスEfini1
14	LE THI NGOC ANH	ベトナム
15	BUI DO HIEU	ベトナム
16	西村 朋晃	滋賀県草津市笠山四丁目3番5-221号 ウィングヒルズ笠山
17	SHI JIAYUAN 石 嘉媛	中国
18	KRISNA PUTRA WARDHANA	インドネシア
19	MOERLOOS PHEDRA JOSEPHA K	ベルギー
20	渡邊 陽介	滋賀県草津市笠山一丁目8番80-701号サニーサイドテラスーK
21	石原 誠	埼玉県熊谷市上之1981番地11レオパレスオースタムⅡ102号室
22	上池 伸昭	滋賀県草津市草津町1668番地1-309 メゾン昴
23	山本 國雄	滋賀県草津市追分三丁目12番3-107号追分エイト
24	TRUONG VU TRONG	ベトナム

令和5年度市県民税額変更（決定）通知書		
連番	氏名	住所
1	松岡 寛治	滋賀県草津市野路五丁目20番12-105号 サンライフ野路
2	吉岡 基貴	滋賀県草津市橋岡町27番地1 ベルエポック 108号

(令和6年9月26日揭示済み)